

令和5年度

経営事項審査

申請要領

(県内業者用)

令和5年1月

大分県土木建築部土木建築企画課

令和5年度 経営事項審査申請要領の主な改正内容

(1) 申請方法の変更（書面審査の実施及び電子申請受付開始）について

令和5年度は対面による実態調査は行わず、原則、書面または建設業許可・経営事項審査電子申請システム（「JCIP」）上の申請データにより実態調査を行うこととする。（「JCIP」URL：<https://prod.icip.mlit.go.jp/TO/TO00001>）

※JCIP へのログインには、デジタル庁が提供している gBizID アカウントが必要です。

詳細は、上記 URL の「操作マニュアル」をご確認ください。

また、対面による実態調査を行わないことに伴い、提出書類を以下のとおり変更する。

①一次審査及び二次審査時に持参を求めていた許可関係書類（許可通知書・廃業届・変更届等）及び前年・前々年度分の経営事項審査申請・結果関係書類の提出は不要とする。

②二次審査（実態調査※簡素化除く）時に持参を求めていた契約関係書類・施工体制等の確認書類・入金確認書類・建設機械関係書類等の原本の持込は不要とし、提出書類は P.15～P.30 のとおりとする。

※完成工事高等の確認は、原則、契約書（注文書）等の写し（コピー）により行うこととする。※契約書原本を提出することのないよう注意すること。詳細は、P.15～P.30 により必ず確認すること。

③電子申請システム（JCIP）による申請を行う業者についても、申請書類及び添付書類は書面申請と同様とする。

(2) 制度改正：建設業法等の改正に伴うもの（令和4年8月15日改正分）】

監理技術者講習受講者の経審上の加点内容の改正

技術力（Z）の項目において、監理技術者の講習受講者を加点対象としているところ、建設業法上専任の監理技術者として配置可能な期間と経審上加点可能な期間にずれが生じていたため、加点可能な期間を「講習修了の日の属する年の翌年から5年間」とした。（令和4年8月15日以降の申請に適用）

（3）制度改正：建設業法等の改正に伴うもの（令和5年1月1日改正分）】

●令和5年1月1日以降の申請から適用されるもの

①ワーク・ライフ・バランスに関する取組の状況の新設

内閣府による「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する実施要領」（平成28年3月22日内閣府特命担当大臣（男女共同参画）決定）に基づき、「女性活躍推進法に基づく認定」、「次世代法に基づく認定」及び「若者雇用促進法に基づく認定」について、審査基準日における各認定の取得をもって新たに評価。

②加点対象となる建設機械の拡大

地域防災の観点から災害対応力を適正に評価するため、加点対象となる建設機械を拡大。

③国・国際標準化機構が定めた規格による認証・登録の有無の改正

環境問題への取組を適切に評価する観点から、環境省が定める「エコアクション21」の認証取得状況を加点対象に追加。

●令和5年8月14日以降を審査基準日とする申請から適用されるもの

①建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の評価

建設工事の担い手の育成・確保に向けて技能労働者等の適正な評価をするために、CCUSの活用状況を新たに加点対象とする。

②総合評定値算出係数の改正（P.90参照）

①の改正によりP点に占めるW点のウェイトが大きく増加するため、各項目間のバランスを維持するべく、総合評定値算出に係る係数を変更する。

（4）制度改正：建設業の経理の状況（令和3年4月1日改正分）】

登録経理試験の1級・2級の合格者のうち、経審での評価対象者を以下に該当する者に改正

（※令和5年3月末の審査基準日までは合格者全員が評価対象となる）

A) 登録経理試験に合格した日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して5年を経過しないもの

B) 登録経理講習の受講者で、受講した日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して5年を経過しないもの



新型コロナウイルス感染症に関連する 偏見や差別をなくしましょう

～ お互いを思いやる気持ちを大切に！ ～

新型コロナウイルス感染症の影響が全国的に拡大する中、感染への不安から感染した方や感染症に関わる方、また、それらの関係者の方などへの誹謗・中傷、差別的な取扱いといった行為が報告されています。

感染症の収束が見通せない中、私たちは目に見えないウイルスに対し、強い不安やおそれを感じ、感染症に関わる方たちを過剰に避けようとして、差別的な行動をとってしまう場合があります。

このような行動は、感染が疑われる方に受診をためらわせ、結果的に感染が拡大するという負の連鎖を引き起こしてしまう可能性があります。

いかなる場合であっても、不当な差別、偏見、誹謗・中傷、いじめ等は人権を侵害するものであり、決して許されません。

誰もがウイルスに感染したくはありませんが、誰にでも感染は起こりうることです。あなたやあなたの大切な人も感染するかもしれません。

もし感染したら、あなたならどのように接してほしいと思うでしょうか。

感染拡大を防ぐためには、手洗いや咳エチケットなどの基本的な感染防止対策と同じように、誹謗・中傷や差別的な取扱いの感染を防ぐことが大切です。

県民の皆さまには、不確かな情報に惑わされて人権侵害につながることはないよう、公的機関が発表する正しい情報に基づいて、人権に配慮した冷静で適切な行動をお願いします。一人ひとりがお互いを思いやる気持ちを持ちましょう。

～ 人権に関する相談はこちら ～

大分県

人権尊重・部落差別解消推進課

TEL: 097-506-3181 【新型コロナ人権相談専用ダイヤル】
(平日 8:30～17:15)

E-mail: a13710@pref.oita.lg.jp

※ E-mailでの相談の場合、相談を受けてからお答えするまで、多少日数を要する場合があります。



法務省

○ みんなの人権110番

TEL: 0570-003-110 (平日 8:30～17:15)

○ インターネット相談

URL: <https://www.jinken.go.jp/>

○ 法務省人権相談ホームページ

URL: http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken02_00022.html



目 次

第1部 経営事項審査

第1	経営事項審査制度の概要	8
第2	審査申請手続	12
第3	経営事項審査申請書類	16
第4	審査結果について	23
第5	経営事項審査申請書類記載・提出要領	23
第6	申請書類記載例及び記載要領	31
	・国土交通大臣・都道府県知事・市町村コード	36
	・国・地方公共団体以外で公共工事と取り扱う発注機関	38
	・建設工事の種類別にみたその内容と例示	40
	・業種別技術職員コード表	66
第7	経営事項審査の主な改正事項 (令和5年1月1日・一部令和4年8月15日)	88
第8	経営事項審査の主な改正事項(令和3年4月1日)	92

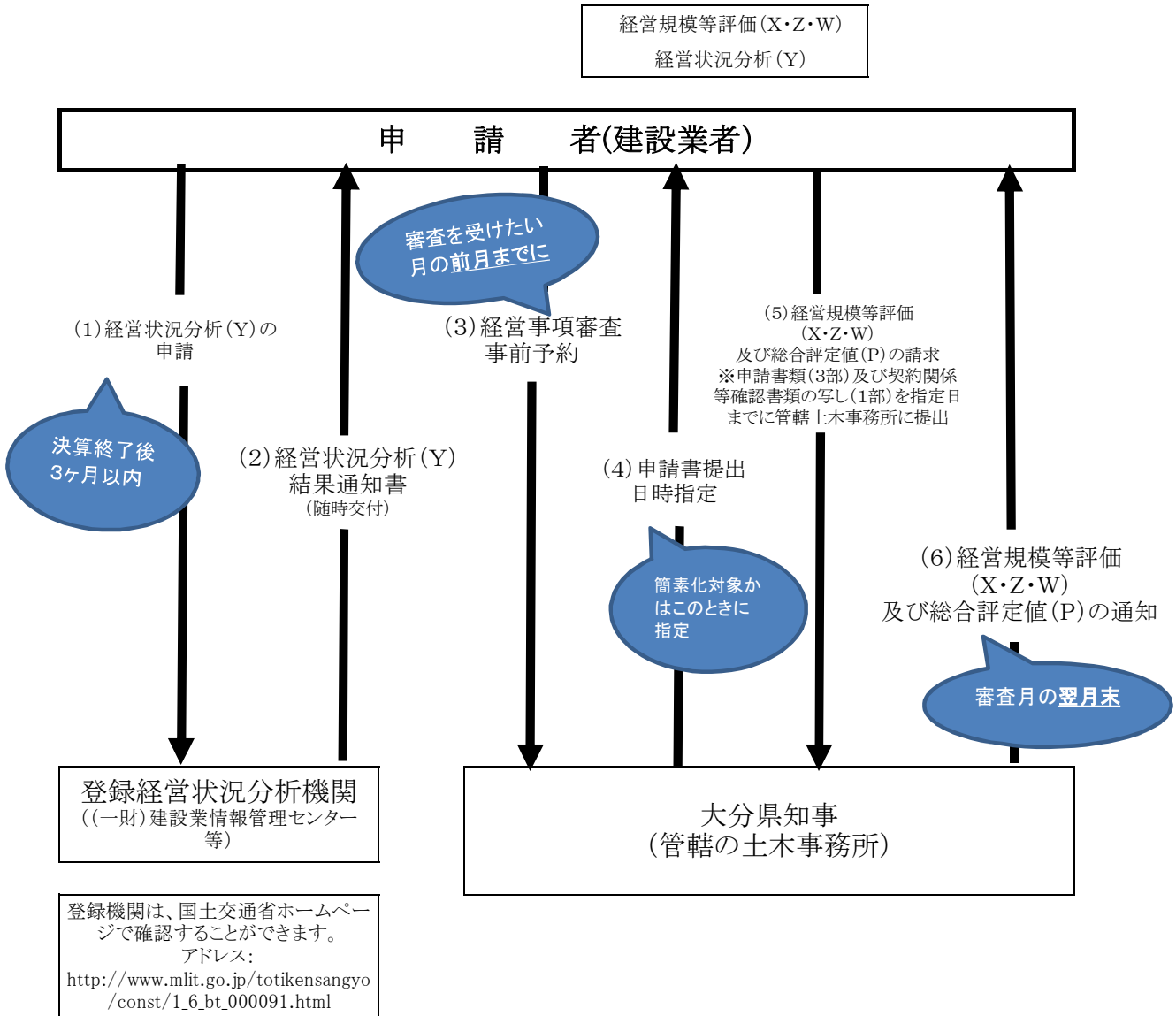
第2部 経営状況分析

第1	経営事項審査の手順	99
第2	経営状況分析申請	102
第3	経営状況分析申請用財務諸表の作成でのお願い	104
第4	建設業法施行規則別記様式第15号及び第16号の 国土交通大臣の定める勘定科目の分類を定める件	115
第5	申請書・財務諸表等記入例	122
第6	特殊事例(合併等)について	134
第7	参考法令等	136

第3部 その他

1	建設業法施行令の一部を改正する政令について	141
	(令和4年11月18日付)	
2	建設業法令遵守ガイドライン(第8版/令和4年8月)	145
3	消費税の軽減税率制度(インボイス)関連	205
4	施工体制の適正化関係	
	・一括下請負の禁止について	229
	・社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン (令和4年3月改定)	241
	・監理技術者制度運用マニュアル(令和4年12月改正)	259
	・施工体制台帳の作成について(令和4年12月改正)	277
	・労働者派遣事業に対する適正な理解について	287
	・建設業労働災害防止協会大分県支部のご案内	289
5	経営規模等評価の申請及び総合評定値の請求の時期及び方法等 (大分県告示)	290
6	建設業法等に係る基本的注意事項	292
7	経営事項審査における基本的注意事項	293
8	申請等に関する問い合わせ先	294

経営事項審査フローチャート



令和5年度経営事項審査の日程等について

経営事項審査の申請は、審査基準日（直前の決算日）により、下記の期間に行ってください。

（※J C I Pによる電子申請を行う場合も同様のスケジュールで予約・申請を行ってください）

記

審査基準日	申請予約期限	申請受付期間	実態調査実施期間
令和4年10月	令和5年2月28日(火)	3月上旬～中旬	3月中旬～下旬
令和4年11月	令和5年4月28日(金)	5月上旬～中旬	5月中旬～下旬
令和4年12月	令和5年4月28日(金)	5月上旬～中旬	5月中旬～下旬
令和5年1月	令和5年5月31日(水)	6月上旬～中旬	6月中旬～下旬
令和5年2月	令和5年5月31日(水)	6月上旬～中旬	6月中旬～下旬
令和5年3月	令和5年7月31日(月)	8月上旬～中旬	8月中旬～下旬
令和5年4月	令和5年8月31日(木)	9月上旬～中旬	9月中旬～下旬
令和5年5月	令和5年9月29日(金)	10月上旬～中旬	10月中旬～下旬
令和5年6月	令和5年10月31日(火)	11月上旬～中旬	11月中旬～下旬
令和5年7月	令和5年11月30日(木)	12月上旬～中旬	12月中旬～下旬
令和5年8月	令和5年11月30日(木)	12月上旬～中旬	12月中旬～下旬
令和5年9月	令和4年12月28日(木)	1月上旬～中旬	1月中旬～下旬

※令和5年4月、7月、令和6年2月は実態調査を実施しないので注意してください。

※申請書受付日は各管轄土木事務所からはがき（申請日時等指定票）により通知します

※大分県知事許可業者の方については、経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書は実態調査が終了した翌月末に発行します。